

令和3年6月3日

会 員 各 位
(施工部署及び安全・環境関連部署)

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 大西 克義

産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間の実施について（依頼）

標記につきまして、愛知県環境局長から本年6月1日(火)から6月30日(水)まで
の一か月間を「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」とし、マニフェストや廃
棄物処理施設での維持管理が適正に行われているかの一斉立入指導を実施すること
に対しての趣旨理解と啓発及び自主的なパトロールの実施等についても周知依頼が
ありましたので、お知らせいたします。

以 上

〈参考〉 愛知県

[産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導の実施\(2021年6月\)につ
いて - 愛知県 \(pref.aichi.jp\)](https://pref.aichi.jp/)

3 循環第 2 5 6 号
令和 3 年 5 月 3 1 日

一般社団法人愛知県建設業協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長

産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間の実施について
(依頼)

日頃から、産業廃棄物の適正処理推進に御尽力、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本県では、本年 6 月 1 日（火）から 6 月 3 0 日（水）までを「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」とし、マニフェストの適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底等、産業廃棄物の適正処理の推進を目的として、産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に対し、一斉に立入指導を実施します。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、貴協会会員への周知・啓発及び自主的なパトロールの実施等について、御協力くださいますようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課 廃棄物監視指導室
監視グループ（中村）
電 話 052-954-6238（ダイヤルイン）
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp